

## 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成 20 年度決算を基に算定した「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の 4 つの健全化判断比率と公営企業の「資金不足比率」を公表します。

これは、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政の早期健全化及び財政再生、企業会計の経営の健全化を目的として、平成 19 年 6 月に公布(平成 21 年 4 月全部施行)された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、毎年度監査委員の審査に付した上で、議会へ報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられたことによるものです。

4 つの健全化判断比率には「早期健全化基準」がそれぞれ設けられており、平成 20 年度決算から、1 つでもその基準を超えた場合は、「財政健全化計画」の策定が義務づけられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

さらに、自主的な財政健全化を図ることが困難とされる「財政再生基準」が将来負担比率を除いた 3 つに設けられており、1 つでもその基準を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。

また、資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられており、基準を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、自主的な経営の健全化が求められます。

本市においては、次のとおり「健全化判断比率」及び「資金不足比率」のいずれも「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」を下回っております。

### 1 健全化判断比率

(単位:%)

項目	輪島市比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.02	20.00
連結実質赤字比率	—	18.02	40.00
実質公債費比率	20.5	25.0	35.0
将来負担比率	245.5	350.0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合(黒字の場合)は、「—」と表示してあります。

## 2 資金不足比率

(単位:%)

会計名	輪島市比率	経営健全化基準
臨空産業団地造成事業特別会計	—	20.0
臨海土地造成事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
浄化槽事業特別会計	—	
病院事業会計	2.9	
国民宿舎事業会計	—	
水道事業会計	—	

※ 資金不足がない場合(黒字の場合)は、「—」と表示してあります。

健全化法に関する資料(総務省ホームページ)

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>

## ●用語の説明

### ① 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をいいます。

### ② 実質赤字比率

普通会計(一般会計・有線放送テレビ事業特別会計・土地取得事業特別会計)を対象とした実質収支赤字額の標準財政規模に対する比率です。

輪島市の平成20年度普通会計の実質収支額は、7億6806万9千円の黒字であり、「実質赤字比率」は算定されません。

※ 標準財政規模…地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものです。

=標準税収入額等(市税、譲与税等)+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

### ③ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質収支赤字額の標準財政規模に対する比率です。

輪島市の平成20年度全会計の実質収支額は、19億6457万8千円の黒字であり、「連結実質赤字比率」は算定されません。

※ 全会計の実質赤字額(連結実質赤字額)…次の各号の合計

- (1) 普通会計の実質赤字額
- (2) 特別会計(国民健康保険(事業勘定・直営診療施設勘定)・老人保健・介護保険・後期高齢者医療)の実質赤字額
- (3) 公営企業会計(下水道事業(公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水・浄化槽)・宅地造成事業(臨空産業団地・臨海土地)・病院事業・国民宿舎事業・水道事業)の資金不足額

### ④ 実質公債費比率

普通会計の公債費に公営事業会計の公債費への繰出金、一部事務組合の公債費に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど公債費類似経費を加えた額の標準財政規模等に対する比率です(3箇年平均値)。

### ⑤ 将来負担比率

普通会計の公債費や債務負担行為に基づく将来負担のほか、公営事業会計、一部事務組合、第三セクター等に関するものを含めた、普通会計が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模等に対する比率です。

### ⑥ 資金不足比率

公営企業会計ごとに係る資金不足の事業の規模に対する比率です。

※ 事業の規模(法適用)=営業収益の額-受託工事収益の額

(法非適用)=営業収益に相当する収入額-受託工事収益の相当する収入額